

人権同和・男女共同参画推進のための事務所の開設について

男女共同参画施策の拠点施設「すみだ女性センター」(令和6年4月に「すみだ共生社会推進センター」へ変更)と、人権啓発の拠点施設「墨田区社会福祉会館」の更なる連携を図り、人権が尊重され多様性を認め合う地域づくりを推進するため、庁舎14階にある人権同和・男女共同参画課が、すみだ女性センターに隣接する候補地に移転し、「(仮称)すみだ人権同和・男女共同参画事務所」として、開設する。

1 施設名及び住所等

名称：(仮称)すみだ人権同和・男女共同参画事務所

住所：墨田区押上二丁目12番7-215号(セトル中之郷内)

延べ面積：すみだ消費者センター495.70㎡のうち約105㎡

2 開設日(予定)

令和6年11月5日(火)

3 主な設備等

人権同和担当及び男女共同参画担当執務室、相談室(パートナーシップ宣誓制度、男女共同参画苦情対応等)、附属機関委員打合せスペース等

4 今後のスケジュール(予定)

令和6年4月以降：内装改修工事、備品搬入等

令和6年11月：引越し